

島原城築城400年記念プロジェクションマッピング業務仕様書

1. 委託業務の名称

島原城築城400年記念プロジェクションマッピング業務

2. 業務の目的

島原城築城400年（2024年）の最後をプロジェクションマッピングで飾り、本事業のキャッチコピーである“繋げ未来へ！”というフレーズのとおり、401年目のスタートを切るため開催する。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

4. 業務概要

プロジェクションマッピングイベントの企画及び運営

5. イベントの実施日時

- (1) 実施日 令和6年12月24日（火）～令和7年1月11日（土）
- (2) 時間 午後6時～午後9時 ※ただし、12月31日は午前1時まで延長
- (3) 場所 島原城天守閣前広場
- (4) 投影対象 島原城壁一面（西側：入口側）

6. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって発注者と協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (5) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7. 業務内容

(1) 事前調査・テストの実施

投影対象の現地調査及びテスト投影を行い、必要な機材、投影（機材設置）場所、関係機関との調整事項、法規制等を確認すること。

(2) 映像・音楽データ等の作成

- ア 投影する映像は、島原城に関係するイメージを含む映像を作成し、島原市の魅力を広く発信できるものとし、7分程度の長さとする。
- イ 必要となる島原市の風景等の写真やイメージ、その他の素材については、発注者から提供を受けるもののほかは、受注者が用意すること。
- ウ 建物平面だけでなく壁面の形状を活かした投影とすること。
- エ 映像に合わせて放送する音楽を作成すること。
- オ 作成した映像・音楽は、実施前に発注者に提案し確認を得ることとし、求めに応じて適宜修正すること。また、確認及び修正に必要な作業時間を設けること。
- カ 市ホームページなど広報に使用するためのイメージ画像を作成し、発注者と協議の上、納品すること。

(3) 仕様

- ア 島原城への投射（1面）プロジェクターは計30,000lm（アンシ）程度とする。
- イ 時間経過と共に色合いが変化する仕様とし、樹木へのライトアップは、LED照明を50灯程度とする。
- ウ 全ての電源は発電機により供給することとする。
- エ 音響は会場内に聴こえるものを設置する。
- オ 音響・映像・照明等を操作する為のオペレーションハウスを準備するものとする。
- カ オペレーションハウスは、景観に調和するものとする。
- キ アイキャッチとなる演出照明を別途設置するものとする。
- ク その他上記に関わる一切の人的費、経費は含むものとする。

(4) 映像の投影及び音楽の放送

- ア プロジェクターを含むその他の音響機器、投影システム等は受注者において用意すること。なお、準備等も含めたイベント実施期間中の機材の保全及び設置場所周辺の安全確保は、受注者の負担において行い、イベント実施後の撤収も行うこと。
- イ 作成した映像を、島原城城郭壁面へ投影し、映像に合わせて音楽を放送すること。
- ウ イベント実施日においては、発注者の指示により随時投影及び放送の開始又は中止、若しくは音量操作ができるよう常時専任のオペレーションスタッフを置くか又は操作マニュアルを作成し、発注者も操作できるように指導すること。
- エ イベントの実施に際しては、観覧者、通行者その他第三者に対して、トラブルや事故がないように配慮し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

(5) イベントのPR

- 各種メディアを活用したイベントのPRを積極的に実施し、集客に努めること。

8. 中止の場合の措置

- (1) 荒天等により、イベントを中止する場合は、発注者から受注者に FAX 又は電話で連絡するものとし、その決定は連絡があった時点とする。
- (2) 中止に伴う再実施の可否及び委託金額の変更等については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

9. 著作権

- (1) 本業務における著作権は発注者に帰属するものとする。
- (2) 納入された記録映像に含まれる音楽、映像データ、ロゴ、キャッチコピーなどの著作権は発注者に帰属するものとする。
- (3) 前2項の規定に関わらず、受注者及びコンテンツ制作の関係者は、コンテンツの記録映像を、自己の PR、記録、事業実績の紹介（会社案内、ホームページ、従業員の研修、社内データベースとしての使用、各賞への応募ほか）に限り使用することができる。
- (4) 第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (5) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物の使用について、あらかじめ発注者と協議の上で、著作権処理を行うものとする。この場合、使用に対し設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。

10. その他

- (1) 関係者・関係機関との密接な調整
発注者のほか、関連業者等、本業務の関係者・機関と常に良好な関係を持ち、調整を要する事項についてはあらかじめ密接な調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。
- (2) 近隣住民等への事前周知
イベント会場に隣接する街区の住民、事務所・事業所等にイベント実施、騒音等について事前に周知を行うこと。なお、詳細な周知範囲については、発注者と協議して決定するものとする。
- (3) 許認可の手続き
業務履行に関しては関係法令を遵守すること。

また、履行に当たって許認可等の処分を必要とする手続きをあらかじめ把握し、受注者において処理できる手続きは、関係機関への手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。受注者において処理できない手続きについては、発注者と調整すること。

(4) 緊急連絡体制

業務実施に当たり、各業務の責任者を明示した緊急連絡体制表を提出すること。

(5) 成果品に瑕疵ある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、受注者は発注者の指示により速やかに訂正しなければならない。委託期間終了後も同じとする。

(6) 原状復帰

このイベントにより、造営物その他に損傷を与えた場合には、受注者の責任において原形に復すること。

(7) 協議事項

その他、この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。